

募集・手続

## 介護職員初任者研修受講料を補助します！

介護事業所等に従事する人材の確保を図るために、介護職員初任者研修を修了した者又は、当該職員を雇用している当該研修の受講料等を負担した事業者に、対象経費の一部を補助します。申請は、介護職員初任者研修の修了後に交付申請する『事後申請』となります。

**補助額** 受講料等の1/2又は上限3万円のいずれか低い額。  
(研修を修了した日から起算して3ヶ月以上継続して勤務した場合は、受講料等の1/2又は上限5万円のいずれか低い額)

**要件** 次の(1)～(3)に掲げる要件のいずれかを満たす場合、補助金の申請ができます。

- (1) 町内在住者で、当該研修修了から1年以内であり、町民税の滞納がない者
- (2) 町内に所在する介護施設等に当該研修の受講開始以降に就職した介護職員で、当該研修修了から1年以内であって、当該研修修了した日又は就職した日のいざれか遅い日から3ヶ月以上継続して当該介護施設等に勤務する者
- (3) 町内に所在する介護施設等に当該研修の受講の開始前から勤務する介護職員で、当該研修修了から1年以内であって、当該研修修了した日から3ヶ月以上継続して所定の介護施設等に介護職員として勤務する者

問 福祉課 ☎ 65-0813

## 後期高齢者医療制度に加入中の皆さまへ

### 後期高齢者医療被保険者証を更新します

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。新しい保険証を簡易書留郵便でお送りしますので、7月末日までに届かない場合はお問い合わせください。  
※有効期限切れの保険証は、役場町民健康課にご返却いただかず、各自で厳重に処分をお願いします。

### 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新・新規交付

医療機関等で支払う医療費が高額になる場合、事前に『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けることで、窓口でのお支払いが1ヶ月の自己負担限度額までとなります。

#### 新たに交付を希望する方

被保険者証をお持ちになり、町民健康課へ申請してください。

#### すでに認定証をお持ちの方

8月以降も引き続き該当となる方には、7月末までに新しい認定証を郵送します。

### 令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書を送付します

令和6年度の保険料通知は7月中旬に郵送でお届けします。納付書払いの方は、口座振替依頼書が同封されていますので、便利な口座振替をぜひご利用ください。

問 町民健康課 ☎ 65-0812

## 国民健康保険に加入中の皆さまへ

### 国民健康保険被保険者証を更新します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証の有効期限は7月31日までです。新しい保険証を簡易書留郵便でお送りしますので、7月末日までに届かない場合はお問い合わせください。

※有効期限切れの保険証は、役場町民健康課にご返却いただかず、各自で厳重に処分をお願いします。

### 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新・新規交付

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日までです。8月1日以降も引き続き交付を希望される場合は、7月22日(月)以降に保険証と本人確認書類をご用意のうえ、町民健康課で申請をお願いします。

問 町民健康課 ☎ 65-0812

### 令和6年度国民健康保険税の納税通知書を送付します

令和6年度の納税通知書を7月上旬に郵送します。国保に加入されている方で7月18日(木)を過ぎても納税通知書が届かない方は、税務会計課(国保税担当)へお問い合わせください。

問 税務会計課 ☎ 65-0811

## 要介護・要支援認定を受けている皆さまへ

### 介護保険負担割合証を更新します

現在お持ちの「介護保険負担割合証」の有効期限は7月31日までです。新しい負担割合証を7月中旬に送付します。

### 介護保険負担限度額認定証の更新及び新規交付申請

施設等を利用する方の食費や部屋代の負担軽減を受けるための「限度額認定証」の有効期限は7月31日までです。引き続き、または新たに負担軽減を受けたい方は申請をしてください。対象となる方は、下図のとおりです。

食費・部屋代の負担軽減 対象者判定の流れ

所得要件 市区町村民税非課税世帯の方(原則)

※配偶者が課税されている場合は対象外



◆生活保護の方・老齢福祉年金受給者の方

単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下

前年の合計所得金額+年金収入額が

◆80万円以下の方

単身650万円以下、夫婦1,650万円以下

◆80万円超120万円以下の方

単身550万円以下、夫婦1,550万円以下

◆120万円超の方

単身500万円以下、夫婦1,500万円以下

一定額を超える  
預貯金等なし

一定額を超える  
預貯金等あり

食費・部屋代の  
負担軽減の対象

申込み・問 福祉課 ☎ 65-0813

広告

**昭和レトロな温泉銭湯  
玉川温泉**

スタッフ募集中!

- 内容/受付・厨房・清掃
- 時間/シフト制
- お気軽に相談可◎
- 時給/1028円～
- \*未経験者歓迎!
- \*お気軽に電話下さい

大人通常入館料  
平日880円/土日祝980円  
(ポイント会員)土日祝930円

**200円割引券**

有効期限: 2024年9月30日(月)

● 入館時にご提示ください ● 当券1枚につき大人2名様まで利用可能  
● 朝割・夜割時の利用不可 ● 他のクーポン・割引などとの併用不可

9

比企・東松山エリアで唯一の相続に特化した税理士

## 関根盛敏税理士事務所

0493-53-6131

<http://www.sekine-souzoku.com>  
比企郡嵐山町著谷414-9

川越高校応援部OBが皆様の相続を応援します!

広告

相 続 税  
お 困 り の こ と は  
あ り ま せ ん か ?